## 北しりべし廃棄物処理広域連合職員倫理規程

制 定 平成14年7月24日訓令第5号最近改正 平成19年3月30日訓令第6号

(目的)

第1条 この訓令は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が公務員として常に自覚しなければならない倫理の保持に関し必要な事項を定めることにより、住民の疑惑又は不信を招くような行為を防止し、もって行政に対する住民の信頼を確保することを目的とする

(職員の基本的心構え)

- 第2条 職員は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」ことを深く自 覚し、公正な職務の遂行に当たるとともに、住民の福祉の増進を目指して職務に専念しなければな らない。
- 2 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、住民の疑惑又は不信を招く ことのないよう、常に公私の別を明らかにし、職務又はその地位を私的な利益のために用いてはな らない。
- 3 職員は、関係法令に規定する服務上の義務を遵守しなければならない。
- 4 職員は、法令を遵守し、公務員としての信用を損なうことのないようにしなければならない。 (管理・監督者の責務)
- 第3条 職員を管理し、又は監督する立場にある者(係長職以上の職にある者をいう。)は、その職責の重要性を自覚し、常に率先して自らの姿勢を正し、所属職員の指導及び監督に細心の注意を払い、公正な職務の遂行及び厳正な服務規律の確保に努めるとともに、職場におけるこの訓令の遵守及び服務規律の徹底に関し、職員相互の注意を喚起しなければならない。

(総括服務管理責任者等の設置)

- 第4条 この訓令の遵守及び服務規律の徹底を図るため、総括服務管理責任者、服務管理責任者及び 服務管理者を置く。
- 2 総括服務管理責任者、服務管理責任者及び服務管理者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 総括服務管理責任者 事務管理者
  - (2) 服務管理責任者 会計管理者及び広域連合事務局長
  - (3) 服務管理者 総務担当主幹及び会計課長

(総括服務管理責任者の任務)

第5条 総括服務管理責任者は、この訓令の遵守及び服務規律の徹底に関し、服務管理責任者及び服 務管理者と密接な連携を図るとともに、これらの者に必要な助言及び指導をするものとする。

(服務管理責任者の任務)

第6条 服務管理責任者は、所属職員に対し、この訓令の遵守及び服務規律の徹底に関し、必要な助 言及び指導をするものとする。

(服務管理者の任務)

(利害関係者)

- 第7条 服務管理者は、所属職員に対し、この訓令の遵守及び服務規律の徹底に関し、必要な助言及 び指導をするものとする。
- 2 服務管理者は、所属職員に対し、公正かつ適正な職務の遂行のために必要な指導、助言、監督等 を適切に行うとともに、職場研修等を通じて、所属職員の職務に対する責任感の醸成等その資質の 向上に努めるものとする。
- 3 服務管理者は、所属職員による不正行為及び違法行為を防止するために、事務処理の内部けん制体制の確立等必要な措置を講じ、常にその見直しを図るものとする。
- 第8条 この訓令において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区

分に応じ、当該各号に定めるもの(そのものの従業員、代理人等を含む。)をいう。

- (1) 許認可等をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っているもの、当該許認可等の申請をしているもの及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかであるもの
- (2) 補助金等を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を 行っているもの、当該補助金等の交付の申請をしているもの及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかであるもの
- (3) 立入検査等(法令の規定に基づき行われるものに限る。)をする事務 当該立入検査等を受けるもの
- (4) 不利益処分をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の相手方となるべきもの
- (5) 行政指導をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められているもの
- (6) 契約に関する事務 当該契約を締結しているもの、当該契約の申込みをしているもの及び当該 契約の申込みをしようとしていることが明らかであるもの

(禁止行為)

- 第9条 職員は、利害関係者との間において、次に掲げる行為(親族関係、個人的な友人関係その他 の私的な関係に基づく行為であって職務に関係のないものを除く。)をしてはならない。
  - (1) 金銭、小切手、商品券、物品等の贈与を受けること。
  - (2) 会食をすること。
  - (3) 遊技(スポーツを含む。)をすること。
  - (4) 旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。
  - (5) 講演、出版物への寄稿等に伴い、謝礼又は報酬を受けること。
  - (6) 適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。
  - (7) 適正な対価を支払わずに物品又は不動産の貸付けを受けること。
  - (8) 金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利率が通常より 著しく低いものに限る。)を受けること。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、一切の利益又は便宜の供与を受けること。
- 2 前項各号に掲げる行為のうち、職務上必要な会議等における会食その他職務の執行の公正さを損なうおそれがないと認められる行為であって事前(やむを得ない事情があるときは、事後)に服務管理者(課長職又は次長職にある者が届け出る場合にあっては服務管理責任者、広域連合事務局長又は参事が届け出る場合にあっては総括服務管理責任者)に届け出て承認を得た場合、広域連合が主催する行事に伴って前項第2号から第4号までに掲げる行為を行う場合又は社会通念上儀礼の範囲内と認められる香典、見舞金等を受ける場合は、前項の規定を適用しない。
- 3 前項に規定する届出(以下「行為届」という。)は、利害関係者との行為届出書(様式)による ものとする。
- 4 職員は、自らが行う行為が第1項の規定に該当するかどうかを判断することができない場合には、 服務管理者に申し出て、その指示に従わなければならない。

(行為届の状況報告等)

- 第10条 服務管理責任者は、必要に応じて、所属職員に係る行為届の状況について服務管理者に報告を求め、当該服務管理者に必要な助言及び指導をするものとする。
- 2 総括服務管理責任者は、必要に応じて、行為届の状況について服務管理責任者に報告を求めるものとする。

(違反行為に対する処分等)

第11条 広域連合長は、職員がこの訓令に違反した場合は、その違反の程度に応じ、人事管理上必要な処分又は措置を講ずるものとする。

附即

この訓令は、平成14年7月24日から施行する。

附 則(平19.3.30訓令6)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 利害関係者との行為届出書

| 事務管理者                               | 事務局長 | 次                                    | 長 | 主 幹 | 主 | 查 | 担 | 当 |   |  |   |    |
|-------------------------------------|------|--------------------------------------|---|-----|---|---|---|---|---|--|---|----|
|                                     |      |                                      |   |     |   |   |   |   |   |  |   |    |
| 年 月 日<br>服務管理者(総括服務管理責任者・服務管理責任者) 様 |      |                                      |   |     |   |   |   |   |   |  | 日 |    |
|                                     |      |                                      |   |     |   | 所 | 属 |   |   |  |   |    |
|                                     |      |                                      |   |     |   | 氏 | 名 |   |   |  |   |    |
| 利害関係者との間で、次の行為をしたい(した)ので承認願います。     |      |                                      |   |     |   |   |   |   |   |  |   |    |
| 行                                   | 為    | 会 食 遊技・スポーツ・旅行 その他 (                 |   |     |   |   |   | ) |   |  |   |    |
| <i>-</i> -                          |      |                                      |   | 年   |   | 月 | E | 3 | 時 |  | 分 | から |
| 年 月                                 | 日    |                                      |   | 年   |   | 月 | E | 3 | 時 |  | 分 | まで |
| 相  手                                | 方    | 名 称(氏名)<br>所在地(住所)<br>法人等の場合は、肩書及び氏名 |   |     |   |   |   |   |   |  |   |    |
|                                     |      | 場所                                   |   |     |   |   |   |   |   |  |   |    |
|                                     |      | 費用                                   |   |     |   |   |   |   |   |  |   |    |
| 内                                   | 容    | 必要性                                  |   |     |   |   |   |   |   |  |   |    |
|                                     |      | その他                                  |   |     |   |   |   |   |   |  |   |    |
| 同 行                                 | :  者 | 所 属                                  |   |     |   |   |   |   |   |  |   |    |
| 1. 1.1                              |      | 氏 名                                  |   |     |   |   |   |   |   |  |   |    |
|                                     |      |                                      |   |     |   |   |   |   |   |  |   |    |

| 服  | 務   | 管   | 理 | 者 | 記       | 入  | 欄 |
|----|-----|-----|---|---|---------|----|---|
| 受牙 | 浬 年 | 月日  |   |   | 年       | 月  | 日 |
| 処  | 理結  | 古 果 |   | ũ | <b></b> | 不適 |   |